主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

原判決が、再審の請求を不適法として却下した本件審決は正当であり、特許法一七四条一項、一三三条の違背や上告人の特許を受ける権利の侵害はないから、本件審決取消請求は棄却すべきである、とした判断は、当事者間に争いのない判示事実および挙示の関係規定に照らせば、すべて首肯することができる。

原判決には所論の違法は存せず、また、違憲をいう部分は、ひつきよう、右違法もしくは 原判示にそわない事項を前提とする主張にすぎないから、結局、前提を欠くに帰するという べきである。所論は、すべて理由がなく、採用することはできない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	<b>太</b> 隹
裁判官	衐	村	義	美